

すみだ 区議会だより

'99.7.24

NO. 110

発行：墨田区議会事務局

130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号☎5608-1111代表



「スタート 勇敢遊戯」 坪井長吉さん(業平一丁目在住)の作品です。

※写真募集中!(詳細4面)

改選後初の定例会開かれる

区政について9人が一般質問

●第2回——定例会

墨田区議会は、平成11年第2回定例会を6月9日から6月30日までの22日間にわたって開きました。

この定例会では、区長が所信表明をし、9人の議員が一般質問を行ったほか、区長から提出された全議案を原案どおり可決しました。

▶可決した主な議案

■墨田区長等の給料の特例に関する条例
行政改革の推進状況等にかんがみ、当分の間、区長、助役、収入役及び教育長の給料の月額について、区長にあっては10パーセント(11万6000円)、助役、収入役及び教育長にあっては5パーセント(4万6750円、収入役及び教育長が4万2500円)減額するものです。

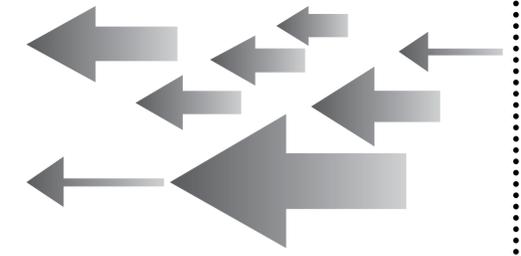
この措置により、減額後の給料月額、区長が104万4000円、助役が8万8250円、収入役及び教育長が76万4750円となります。

■墨田区介護認定審査会の設置等に関する条例
要介護認定等の介護保険事業に係る手続を介護保険法の施行の日前から実施するため、介護認定審査会を設置し、当該審査会に必要事項等を定めるものです。

■墨田区立公園条例の一部を改正する条例
立花大正民家園及び立花大正民家園旧小舎住宅(立花6-13-17)を公の施設として設置するとともに、立花大正民家園旧小舎住宅を有料施設とし、その利用料限度額を定めるほか、利用状況等を考慮し、錦糸公園プールの夜間使用を廃止するものです。

■災害に際し応急措置の業務に従事した者等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるものです。

会議日程——(会期22日間)		
6月9日	本会議	・会期の決定 ・所信表明
14日	議会運営委員会	・本会議の議事運営
15日	本会議	・一般質問
17日	本会議	・一般質問
21日	本会議	・一般質問 ・区長提出議案の説明・委員会付託
22日	地域環境文教委員会	・付託議案の審査等
23日	厚生保健委員会	・付託議案の審査等
24日	区民商工建設委員会	・付託議案の審査等
25日	企画総務委員会	・付託議案の審査等
28日	自治制度改革特別委員会	・付託事項の調査
29日	議会運営委員会 区議会だより編集委員会	・本会議の議事運営 ・第110号の発行について
30日	本会議	・議案の議決



区政を問う!

一般質問

6月15日、17日及び21日に、自由民主党、自民区議団、公明党、日本共産党及び民主クラブから9人の議員が区長、教育長、選挙管理委員会委員長及び所管部長に対して一般質問を行いました。

任期中に成し遂げるべき財政健全化計画の基本的な考え方は

自由民主党

問 区長選の選挙結果をどう考えるか。財政健全化計画案では、財源不足が98億円となっているが、どう対応するのか。人件費等の義務的経費を可能な限り圧縮するしかないのではないかと。区の財政状況は、23区中、公債比率が一番高く、基金は一番少ない。区長が任期中に取り組み財政健全化計画の基本的な考えを伺う。

答 選挙結果を真しに受け止めて、今後の区政運営に当たっていききたい。財源不足への対応策については、全庁的に検討している。その中では、人件費等の義務的経費の圧縮も大きな課題と考える。平成12年度予算編成に着手するまでに、より具体的な財政健全化プランを策定し、来年度の財源不足解消の道筋をつけたい。徹底した行財政改革を断行することに不退転の決意で臨む。

●新学習指導要領への対応の徹底を

問 新学習指導要領は来年度から移行措置として実施され、小学校3年生以上は学ぶ姿勢などを身につける総合学習の実施、中学校では選択学習の幅を拡大するなどとされている。これらの時間を入試対策等に流用させないための対応をどうするか。新学習指導要領には、全教師が協力して道徳教育の全体計画等を作成すると記されているが、更なる道徳教育の充実をどう考えるか。新学習指導要領に国歌の指導を一層充実させるとされていることへの見解を伺う。

答 教育委員会では、「移行措置指導資料集」を作成中であり、各学校でも準備を始めている。これらの取組を通し、総合的な学習等が適切に実施され、新学習指導要領の趣旨が生かされるよう努めたい。道徳の時間が学校行事の準備等に振り替えられることが少なくなるよう毎年道徳研修会を実施しており、今後も継続したい。国歌に関する指導については、各学校への指導を一層進めたい。

●独自の人事委員会設置を求める

問 長引く不況により、墨田区の企業には給料カットやリストラ等が行われている企業も多数見受けられる中にもかかわらず、昨年の特別区人事委員会勧告では、23区おなじ職員給与のベースアップがあった。私も本当にアップさせてよいか大変迷った。来年度には、墨田区も基礎的自治体になるので、区独自の人事委員会をつくるのはどうか。また、地域性を考え江東五区による人事委員会をつくってはどうかと考えるがどうか。

答 人事委員会の役割である職員の採用・給与・勤務条件等は、かなりの事務量であり、優秀な人材確保といった面や経費面を考えると、これをにわかに近隣区や区独自で担っていくことには慎重に検討する必要がある。区長会としても23区一体であるべきか、その在り方や役割を議論する必要があるかと考えている。区としても調査研究してみたい。

●錦糸町への地方競馬券売所設置は反対だ

問 錦糸町に地方競馬券売所を設置したいとの一部の動きがある。昭和58年採択の「競輪の場外車券場設置反対に関する意見書」をどう評価するか。江東橋の地方競馬券売所設置には反対だが、区長はどう考えるか。二酸化窒素を減少させるには、排ガス規制低公害車導入の推進は当然だが、緑樹を街道に植えることも有効である。環境そのものの自然浄化施策を押し出すべきと考えるがどうか。

答 58年の意見書採択時は、地域環境にも悪影響を及ぼす等の理由で、地元の方の多くが設置に反対され、全会一致の決議にな

ったと理解する。具体的な話はないが、計画が明らかになった時点で地元の要望等も聞き判断したい。区も二酸化窒素の増加抑制を低公害車導入等により努めている。緑樹は局地的な低減効果があると報告もあるので、こうした視点からも緑化推進が重要と認識する。

●財政赤字の解消を目指して、区長の給料を更に減額せよ

問 英知と決断と努力により墨田区を早く健全な財政に引き戻してほしい。例えば、区長が退職金を返還することで墨田区民の心の持ち方が変わる。よりよい判断を下すことを願う。あわせて、

区民の生活感覚に敏感な区政運営を

自民区議団

問 今後は、今まで以上に区民の生活感覚に敏感に対応すべきと感じているがどうか。介護保険や清掃事業の移管等、今後予定される需要額を考えると、財源不足額の増大が必定の今日、区民に財政上の体力を総合的に判断してもらうことは、開かれた透明度の高い区政の進展に大きく寄与する。そのために、財政健全化プラン策定等にも活用できると思われる貸借対照表を作成してはどうか。

答 区民の方々の生活感覚にもっと敏感に対応すべきとの指摘には同感である。区民意識の変化を十分に把握するには、区民と区政に携わる者との日頃からの密接なコミュニケーションづくりが重要と考えている。貸借対照表の作成については、御提案の趣旨も踏まえ、行財政改革の取組を進める中で、自治体会計の基本原則

前区長などの退職金返還をどう考えるか。区長10%、助役、収入役及び教育長は5%の給料を減額する条例案が提出されたが、区民感情を考え、区長30%、助役、収入役及び教育長20%としてはどうか。

答 退職手当の支給は条例にその根拠を定め、支給制限や減額は限定されている。質問の趣旨は、厳しい財政状況の中でその改善に当たる者の基本的立場への提案と受けとめるが、財政再建の道筋を確立することが今任期中の最大の責務と考えている。特別職と教育長の給料減額は、財政健全化に向け使用料の負担増等を区民にお願いしていることを受けとめて実施するものと理解してほしい。

●保育制度を充実させて待機児童の解消を

問 保育ママ制度は当初計画どおりに事業開始できるのか。市町村少子化対策特別交付金事業の事業例に、駅前保育所の設置がある。このためのフロアが、フ

ァッションセンター内に優先確保されることを期待する。事業例には在宅サービス提供者の育成事業もあり、保育ママの研修も行える交付金申請の準備に怠りがないよう願う。待機児童解消に向けた本格的な取組について所見を伺う。

答 保育ママは6名を認定し応募のあった児童10名を紹介した。フ

委員会の焦点

「主な審査結果等」

区議会では、本会議に提出された条例等の議案や、受理した請願・陳情を審査・調査するために、四つの常任委員会を設置し、専門的な立場から審議しています。

今定例会中での常任委員会の模様は、次のとおりです。

企画総務委員会
6月25日
職員勤務時間休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例を可決

区民商工建設委員会
6月24日
墨田区特別区税条例の一部を改正する条例を可決

議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・職員の休暇制度の体系的整備を図るため、夏季休暇、ポランテア休暇及びリフレッシュ休暇を新たに特別休暇に加えるほか、地方公務員法の一部改正に伴い、休憩時間の一斉付与の例外規定を設けるもの——原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

陳情 定住外国人に対する地方参政権に関する陳情／定住外国人の地方参政権に関する陳情——「定住外国人に地方参政権を付与すべきとする陳情と付与すべきでないとする陳情が同時に提出されている状況にある中で、現段階において、議会として一方の陳情のみを採択した場合、混乱が生じるのではないかと」、「定住外国人の地方参政権の問題について、国民の議論がもっと高まっていくべき」などの意見が出され、閉会中も継続審査するものとした。

報告 第3回中小企業サミット（すみだサミット）の開催について——中小企業都市連絡協議会総会で決定された開催概要について報告があった。

報告 東京都市計画高度地区（墨田区決定）の変更について——建築基準法の改正による「連担建築物設計制度」創設に伴い、第三種高度地区に係る高さ制限の特例を変更する旨の報告があった。



区役所内のリフレッシュコーナー



昨年大田区で開催された中小企業サミット

画変更を伴い難しいが、駅の近くに施設を確保し認可保育所の分園を設置すること等を検討したい。在宅サービス提供者育成事業は保育ママ等の研修事業に活用できる。交付金事業は積極的に活用できるような検討したい。保育制度の充実には積極的に推進したい。

●財政再建の一端として 公共用地の有効活用を

問 区が保有する一般財産の土地の有効利用として現在何か有効策を考えているのか。墨田区土地開発公社が保有する事業用地等の目的外使用は、国の要綱や補助を受けていること等の関係上、

介護保険制度の問題点は

公明党

問 要介護認定の前提となる訪問調査表の記入者は誰か。また、調査表記入の公平性を確保するための対応をどう考えるか。要介護認定作業はいつまでかかるのか。要介護認定者と自立と認定された方との自己負担の在り方をどう考えるか。高齢者施策再構築の基本的な考え方と介護保険料の確定時期を伺う。介護保険制度の周知徹底を行い、区民の理解を求め

問

訪問調査は区職員等で行う。公平性の確保には、記入要綱等の事前研修を通じて徹底を図る。認定作業は年度内一杯必要と見込んでいる。認定対象外の方々等への生活支援策を検討中だが、利用者負担は介護保険と同程度が必要と考える。必要な方に必要なサービスをという考え方で高齢者施策の再構築を図る。保険料は来年度3

難しいと考えるが、そのままにしてよいとはいえないのではないかと国や東京都へ暫定的な特例として陳情する努力を払う必要がある。未利用土地の有効活用を財政再建の一端として考えていただきたい。

答

未利用の普通財産は、財政健全化プランの中で活用方法を検討している。土地開発公社でも所有用地を暫定利用し有効活用が図れるよう努力しているが、区としても事業化に支障のない範囲でさらに有効活用を図るよう指導したい。区が行政財産として所有する用地は、法律で目的外使用が限定されており、国への要望は、他の自治体への影響等種々問題点もあり、今後の検討課題としたい。

月に確定する。区民の理解を求めためきめ細かな広報を行いたい。

●障害者のための入所施設等の設置を

問

障害者問題解決のための第二期行動計画が平成12年度で終了となるが、その実施状況と成果をどう評価しているか。障害の度合いにより家賃助成制度の条件を緩和し、生活しやすい状況づくりを推進すべきと考えるがどうか。重度障害者入所施設を区内に設置すべきと思うがどうか。心身障害児療育施設「みつばち園」は利用率が高いので、「第2みつばち園」の設置を検討されたい。

答

行動計画は、一部の施設整備を除きおおむね順調に推移している。家賃助成を現時点で条件緩和し区単独で直ちに実施す

るのは困難だが、社会的弱者等への住宅施策充実を住宅マスタープラン見直しの中で検討する。重度障害者等の入所施設整備は、都へ

区民の実態に見合う介護保険制度を

日本共産党

問

わが党は、介護基盤が整備できるまで保険料の徴収延期などを要求している。区長は、介護保険についての必要と問題点、実施時期をどう認識しているのか。区民参加で区民の実態に見合う制度にすることが重要である。自治体が一般施策で実施するサービスは全額自治体負担なので財源確保が問題だ。これらの問題に区長はどう対応するか。区民の願いに応え、敬老金復活を強く求める。

答

介護保険制度は、社会保障を充実させる等の意味で大変重要と認識する。区主体の介護保険施設整備に困難なものがある等の問題があり、国等に要望している。12年4月実施の方向で準備している。区民の介護実態等を踏まえ保険給付の種類等について検討している。その際、従来の財政措置がされるよう国等に要望している。高齢者施策全般の検討をしており、敬老金もその中で検討する。

●学校修繕予算を増額し、大規模改修を基本計画に位置付けよ

問

学校の校舎・施設の改築・改修問題は、基本計画にある言明小学校の改築さえ見送られ、大規模改修は計画さえ見送られ、一般維持補修費も毎年削減されている。学校統廃合による新校の改築まで繰り延べしたいと言う。実態に見合った改築や修繕ができ

財政支援を求めつつ近隣区との協力や民間活力導入で適切に対処したい。心身障害児療育施設は財政状況を見極め計画的に整備したい。

23区再編についての基本的な考え方は

民主クラブ

問

参議院などで地方分権の問題が議論されており、現在約3300ある区市町村を300にしてはどうかという議論もされている。この機会に23区の再編など身近な問題を議論する必要がある。例として、墨田区と江東区の人口を合計した場合、議員数は24人削減される。これにより議員24人分と区長以下4役の年間報酬額3億6420万円が削減できる。

答

墨田区の22万という人口規模は、基礎的自治体として適正な範囲内に収まる規模であり、地域特性を十分出していけると思っている。地方財政が厳しい中で、合併による効率化も大きなテーマだが、自治は行政の効率化のみならず論じられるものではなく、地域の歴史的経緯や地域特性等が優先に論じられるものと考えている。したがって、今後あらゆる角度から研究していく課題と認識する。

るべきと考えるがどうか。学校からの修繕要望にどう対応するのか。

文花中学校の新校舎建設の繰延べについて報告

家庭福祉員(保育ママ)制度について報告

6月22日

6月23日

答 学校には、安全性等を考慮し、必要な予算は最優先に措置してきた。今後も同様に努力したい。大規模改修を基本計画に位置付けるかは、規模にもよるが、統廃合の進捗よくや耐震診断調査等も視野に入れ、次期基本計画等で検討したい。修繕要望には、児童・生徒の安全な学校環境が保たれることを第一として考えており、この基本的な考えは今後も堅持したい。

報告 高枝高原「ガーデンまっぶし」の廃止について——借り上げ保養施設である高枝高原「ガーデンまっぶし」を本年8月末をもって廃止する旨の報告があった。

陳情 敬老金の支給に関する陳情——「区の財政を考えると敬老金復活は難しい」等の意見が出され、不採択とするものと決定した。

報告 墨田区男女平等推進プランの策定について——本年3月に策定した「墨田区男女平等推進プラン」の概要について報告があった。

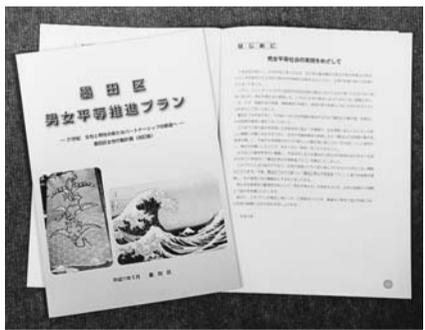
報告 墨田区立錦糸公園プールの夜間使用の中止について——利用状況等を考慮し、錦糸公園プールの夜間使用を中止する旨の報告があった。

報告 医療法人社団誠和会との覚書の締結について——東向島二丁目に平成12年2月開設予定の「白鬚橋老人保健施設(仮称)」について、医療法人社団誠和会と区民優先入所確保のための覚書を締結した旨の報告があった。

問 地方分権の基本的な考え方。は、区民の身近な行政を身近な地方自治体で行うことだ。そこで、区民サービスの現状から、再度行政組織の再編を考えてはどうか。例えば、保健所と福祉事務所を一体化することや保育園に入れない子供が多い中で幼稚園と保育園の在り方を基本的に考え直すことが必要ではないか。これらの問題に積極的に取り組んでほしい。

答 行政の肥大化を防止する観点から行政組織の統廃合は避けて通れない。行政改革課題の中でも行政組織の再編成を一つの課題として取り上げ、現在検討を進めている。平成12年4月からは、介護保険制度の導入等もあるため、保健、福祉といったものを一体とした行政組織に改めたいと思っている。その中で、保健所の今後の在り方等も検討させてもらいたい。

報告 文花中学校の建設繰延べについて——現下の財政事情ひっ迫の折から、文花中学校の新校舎の建設を2年間繰り延べ、13年度から14年度までの工事とせざるを得なくなった旨の報告があった。



墨田区男女平等推進プラン



白鬚橋老人保健施設(仮称)のイメージ図

地下鉄建設促進を求め住民決起大会開かれる

7月6日、地下鉄8号線(有楽町線)・11号線(半蔵門線)の建設促進住民決起大会が、墨田区・江東区・葛飾区・松戸市の合同により、森のホール21(松戸市)で開催され、区民の代表や区議会議員及び区長などが参加しました。

大会では、①運輸省は、地下鉄8号線の事業を速やかに免許すること。②営団は、地下鉄11号線押上以北を速やかに免許申請すること。③国は、大都市鉄道整備についての財源の充実を図ること。④次期運輸政策審議会答申に引続き地下鉄8・11号線を位置付けること。——を関係機関に強く要請することを全会一致で決議しました。

みなさんの声

「請願・陳情の
審査結果」

今定例会では、請願1件と陳情3件が提出されました。提出された請願・陳情については、所管の委員会が審査し、最終日の本会議で次のとおり決定いたしました。

■不採択としたもの

である」

▽国民年金等の年金制度改善に
関する請願——「趣旨に沿い
難い」

■継続審査としたもの

▽敬老金の支給に関する陳情
——「趣旨に沿うことは困難

▽定住外国人に対する地方参政
権に関する陳情

▽定住外国人の地方参政権に
関する陳情

各特別委員会を開く

墨田区議会は、現在四つの「特
別委員会」を設置しています。

ついて

特別委員会は、複数の常任委員
会にまたがる案件や特に重要な案
件などを審査・調査するために臨
時に設置されます。

災害対策特別委員会
災害に関する諸問題について

各特別委員会の調査事項は、次
のとおりです。

自治制度改革特別委員会
特別区制度改革及び地方分権推
進に伴う諸問題並びに区の行政改
革について

・都市開発・交通対策特別委員会
大規模開発事業及び鉄道立体化
並びに地下鉄の建設促進及び区内
交通体系の整備に関する諸問題に
お知らせします。

介護保険制度特別委員会
介護保険制度に関する諸問題に
ついて

・墨田区特別区税条例の一部を改正する条例
・墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例
・墨田区立公園条例の一部を改正する条例
・災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害
補償に関する条例の一部を改正する条例
・墨田区介護認定審査会の設置等に関する条例
・墨田区長等の給料の特例に関する条例

それぞれの特例委員会の模様を
お知らせします。

定例会で決まった議案

今回の定例会で決定した議案は以下のとおりです。

●区長提出議案

〈条例〉

- ・職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ・墨田区特別区税条例の一部を改正する条例
- ・墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例
- ・墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- ・災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- ・墨田区介護認定審査会の設置等に関する条例
- ・墨田区長等の給料の特例に関する条例

〈その他〉

- ・特別区道路線の認定について



震災復興計画策定指針と地域防災計画

墨田区震災復興計画策定指針の概要について報告がありました。この指針は、阪神・淡路大震災の復興対策の状況、東京都が策定した「東京都都市復興マニュアル」等を踏まえ、震災後において速やかな復興対策の推進を可能にすることを目的に策定されたもので、「平常時における役割」と「震災後における役割」を定めています。また、墨田区地域防災計画の10年度修正内容、震災対策用小規模応急給水施設の概要、10年度地域防災活動拠点会議活動記録についても、報告がありました。

自治制度改革特別委員会 (6月28日)

清掃事業の移管に関して、本年3月の都区協議において、特別区の共同処理の形態は地方自治法に定める一部事務組合及び協議会とするともに、移管後の清掃事業における都、各区、協議会及び一部事務組合の役割分担について合意されたなどの報告がありました。また、特別区制度改革実施時における都区間・区間の財源配分など財政制度改革に関する10年度の検討結果や、特別区人事・厚生事務組合の規約変更など特別区制度改革に係る検討課題についても報告がありました。

災害対策特別委員会 (7月1日)

副都心錦糸町エリア及びその周辺地域を対象に、地域の特性と動向を生かしつつ、回遊性ににぎわいに富む副都心を目指して検討した「副都心錦糸町活性化構想」について報告がありました。また、押上二丁目の東武社宅跡地に東武鉄道・東京建物が計画する(仮称)東武社宅跡地計画(案)についても報告されました。

介護保険制度特別委員会 (7月5日)

超高齢社会における介護問題を社会全体で支える制度として、平成12年4月1日(介護認定申請の受付は11年9月から)から区が運営主体として開始する介護保険制度について、その対象者、保険料の算定と納付方法及びサービスの利用方法などが報告されました。また、制度運営の基本指針となる介護保険事業計画が検討されており、9月を目途に中間のまとめを行う予定であることや要介護認定事務の処理(約5000件を予定)などの今後の取組についても報告されました。

都市開発・交通対策特別委員会 (7月2日)

東武鉄道は、地下鉄11号線(半蔵門線)の押上までの延伸に併せ、地下鉄11号線への平成15年春の乗入れを計画しているが、用地買収が困難な状況の中、事業の円滑な達成を図るため、土地収用法に基づき事業認定を申請したい旨の報告がありました。これに対し、委員会としては、聞き置くこととし、法的手段に入る前に、地元に対して十分誠意ある折衝を重ねるよう理事者から東武鉄道に対し指導するようお願いすることとしました。このほか、京成曳舟駅周辺地区の地区計画等の報告がありました。

請願・陳情のしくみ

区議会は、区民の皆さんの区政に関する希望や要望を請願や陳情として受け付けています。

■請願・陳情とは

請願は、憲法で保障された「請願権」の趣旨に従い、皆さんの意思を政治に反映させるためのもので、議員の紹介が必要です。陳情は、議員の紹介が必要ではない点で請願とは異なりますが、本区議会では、内容が請願に当てはまるものについては、原則として請願と同様に取り扱いしています。

■請願・陳情の取扱

請願・陳情は、本会議において所管の常任委員会に審査が付託されます。常任委員会では、内容を十分に検討し、「採択」又は「不採択」の結論を出します。採択した請願・陳情は、区長等の執行機関へ送付したり、国や都等へ意見書を提出することにより、請願・陳情の趣旨の実現を図ります。

請願・陳情の書き方(参考例)	
(表紙)	(本文)
紹介議員(陳情の場合は不要) 署名又は記名押印	平成 年 月 日 請願(陳情) 者住所 署名又は記名押印 ほか……………名
請願(陳情) 項目 …………… 二 請願(陳情) 理由 ……………	墨田区議会議長 ……………様

- (注)
- 一 請願は、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。
 - 二 請願・陳情者が多数のときは、代表者を決め、署名簿を添付してください。
 - 三 請願(陳情) 項目は、簡条書きにしてください。
 - 四 訂正したところには、訂正印を押してください。

●墨田区議会発行の広報物紹介

墨田区議会では、区議会が皆さんのより身近なものになることを目標に、各種の広報物を発行しています。

◎区議会だより

区議会定例会の模様を中心に掲載しているもので、新聞折り込みで全戸配布しているほか、区の施設や区内の駅などの広報スタンドに置いてあります。

◎墨田区議会史

これまでの区議会の活動の模様を時代背景等を交えて記述したもので、頒布販売をしています。区内図書館等で閲覧もできます。

◎定例会周知用ポスター

定例会会期中に予定される本会議や委員会の日程等を掲載しているもので、定例会の1週間ほど前から区の施設等に掲示しています。

【すてきな写真大募集】

●区議会だより1面を飾っていただける魅力ある作品を募集しています

区議会だよりを皆さんに一層親しんでいただくものにするため、1面に掲載する写真を、区内に住まいか、お勤めの方から常時募集しています。

【応募要領】

◎規格：新春号はカラー、他の号は白黒プリント。編集上トリミングすることがあります。

◎内容：区内の風景・人物等すてきな写真、ほほえましい写真。なお、明らかに人物が特定できる場合は御本人の了承を得てください。

◎記載内容：撮影者の御住所・お名前・お電話・撮影月日・作品名及びその説明を別紙に添え、折れ曲がらないようにお送りください。

※採用させていただいた方には、謝礼として1万円分の図書券をお贈りいたします。

なお、応募作品はお返しできませんので、御了承ください。

◎郵送先：〒130-8800 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区議会事務局 調査係あて



編集後記

区議会事務局から

4月の選挙で当選した議員による初めての定例会が終わりました。次の定例会は9月に開かれます。本会議、委員会ともに公開していますので、ぜひ傍聴にいらしてください。日程等に関しては、左記までお問い合わせください。

区議会事務局調査係
☎5608-6352

次の定例会は9月に開かれます。